

教 育 ロ ー ン (カ ー ド 型)

お使用みち	ご本人および2親等以内の親族の受験費用、入学金、授業料、材料費、下宿代等の教育資金。また、他行の教育ローン借換等教育に必要な費用にご利用いただけますが、資金使途が借換費用のみの場合はお取扱いできません。
ご利用限度額	ご利用限度額は以下によります。 常用労働者の方（期限を定めずに雇用された給与所得者の方） 10万円以上2,000万円以内（10万円単位） 常用労働者以外の方については、雇用形態によりご利用いただける限度額が変わりますので『ろうきん窓口』までお問合せください。
ご融資金利	<p>(1) カードローンご利用期間中 貸出金の金利は、既往貸出分も含めて年4回（改定日：2月1日、5月1日、8月1日、11月1日）当金庫が定める労金無担保貸出基準金利を基準に見直しを行う変動金利型となります。また、改定後の金利の適用は以下のとおりとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改定日に残高がある場合は、改定月の定例返済日より適用となります。 ・ 改定日に残高がない場合は、改定日直後のご利用日より適用となります。 <p>(2) 元金返済期間中（変動金利型となります）</p> <p>1. 借入利率変更の基準</p> <p>①借入利率については、金銭消費貸借契約書（借入要項）で定める基準金利を基準として、基準金利の変更に伴って引き上げまたは引き下げられます。</p> <p>②基準金利が廃止された場合および金融情勢の変化その他相当の事由により当金庫が基準金利を適用することを廃止した場合には、当金庫が定める利率を基準金利と読み替えて適用いたします。</p> <p>2. 借入利率の変更時期</p> <p>①借入利率は毎年4月1日および10月1日（いずれも当金庫の休日の場合には、翌営業日。以下「見直し基準日」といいます。）に見直します。</p> <p>②見直し後の借入利率は、見直し前の借入利率に今回見直し基準日現在の基準金利と前回見直し基準日（借入日が前回見直し基準日以降の場合は借入日現在の本ローンの適用利率の基準となる当金庫所定の日）現在の基準金利との差を加減した利率とします。</p> <p>③前項により見直した借入利率の適用開始日は、4月1日見直し基準日の場合は同年6月の返済日の翌日より、10月1日見直し基準日の場合は同年12月の返済日の翌日より適用されます。</p> <p>④借入利率が変更された場合、当金庫は利率変更の内容について当金庫の本支店もしくはホームページに掲載、または書面により通知いたします。</p> <p>3. お借入利率・返済試算額については、店頭にてご確認ください。</p>
ご融資期間	カードローンご利用期間、元金返済期間合わせて20年以内です。 ただし、カードローンご利用期間の上限は7年となります。
お借入方法	<p>【ローンカード】 ローンカードを使用して、労金ATM、提携金融機関やコンビニ等のATM、CDを利用してお借入になれます。</p> <p>【ろうきんダイレクト】 インターネットバンキング等の「ろうきんダイレクト」の機能を使用して、資金移動（カードローン口座から労金普通預金口座への入金等）によりお借入になれます。</p>

ご融資方法	<p>在学期間中（カードローンご利用期間中）は、ローンカードにより入学金、授業料等の必要な費用を極度額の範囲内で反復ご利用いただき、カードローンご利用期間終了後は証書貸付に切り替えて元利金のご返済を行っていただく商品です。</p> <p>カードローンご利用期間終了後は新たな借入はできません。</p> <p>また、カードローンご利用期間は、在学期間の最終月の定例約定日を限度として、お客様に設定していただきます。</p>
ご返済方法	<p>(1) カードローンご利用期間中 毎月の定例返済日にお利息のみご指定の返済用口座（労金普通預金口座）から引き落としさせていただきます。</p> <p>利息の計算方法は、前回定例返済日から当月の定例返済日前日までの毎日の最終借入残高に対して、付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算にて算出します。</p> <p>(2) 元利金返済期間中 毎月の定例返済日に約定返済金（元金・利息）をご指定の返済用口座（労金普通預金口座）から引き落としさせていただきます。</p> <p>また、お借入金額の50%を上限として、年2回の加算返済（ボーナス時増額返済）を併用することも可能です。</p>
随時の返済 繰上返済	<p>(1) カードローンご利用期間中 毎月の定例返済（利息返済）に加えて随時のご返済（任意の金額）が可能です。</p> <p>(2) 元利金返済期間中 毎月の定例返済に加えて任意の繰上返済が可能です。ただし、融資残高に対する繰上返済日までの経過利息の精算が必要なため、繰上返済金額は経過利息金額を超えた金額でのお取扱いとなります。</p> <p>随時の返済・繰上返済共、金額に関わらず定例返済とはなりません。定例返済日より前に返済された場合でも、次回定例返済日には定例返済額が返済用口座から引落としとなります。</p>
初回ご返済日	<p>カードローン初回ご利用時（全額返済後の再度のご利用を含みます）における初回ご返済日は次々回の定例返済日となります。</p> <p>【例1】定例返済日が毎月25日で初回のご利用日が7月20日の場合は8月25日が初回返済日となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次回返済日 : 7/25 … 定例返済はありません ・ 次々回返済日 : 8/25 … 初回返済日（お利息のみ清算） <p>【例2】定例返済日が毎月25日で初回のご利用日が7月30日の場合は9月25日が初回返済日となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次回返済日 : 8/25 … 定例返済はありません ・ 次々回返済日 : 9/25 … 初回返済日（お利息のみ清算）
担 保	不要
保 証	原則として保証人は不要です。当金庫指定の保証協会（一般社団法人 日本労働者信用基金協会）をご利用いただけます。
保 証 料	<p>(1) カードローンご利用期間中 保証料は「後受方式」になります。ご融資利率に保証料率を上乗せとなります。（保証料率については、店頭にてご確認ください。）</p> <p>(2) 元利金返済期間中 保証料は当金庫が負担いたします。</p>

<p>条 件 そ の 他</p>	<p>○勤続年数 1 年以上の方 ○年収 1 5 0 万円以上の方 ○当金庫の審査基準にもとづく審査の結果、ご融資ができない場合がございますのでご了承ください。 ○契約の更新 カードローンご利用期間中は 1 年毎にご契約期間を更新いたします。 ご契約期間は当初のご契約日の 1 年後応当日の前日までとし、以降、1 年毎の自動更新とします（更新審査があります）。 なお、更新審査の結果、継続をお断りさせていただくこともございます。</p> <p>○自動機における 1 日あたりのご利用限度額 ATM等の自動機におけるカードローンの 1 日のご利用限度額は、50 万円以内です。なお、お客様にお手続きいただくことで、ご利用額は上限 100 万円までの範囲で変更可能です。1 日のご利用限度額を超えた金額のご利用を希望される場合は、ろうきん窓口で手続きをお願いいたします。</p> <p>○教育機関に在籍しなくなった場合 本教育ローンの対象となっている教育機関を退学等により在籍しなくなった場合は、取扱店までお知らせください。ご利用いただいている残高を確定のうえ、元利金返済に移行させていただきます（以降の新たな借入はできなくなります）。</p>
<p>ご提出書類</p>	<p>○ろうきん教育ローン（カード型）利用申込書兼保証依頼書 ○ろうきんキャッシュカード／ローンカード暗証届 ○個人情報の収集・保有・利用・提供に関する同意書 お客様から提出していただいた同意書により、同意の範囲内で個人情報を取得いたします。 同意なく不適切な方法にてお客様の個人情報を取得することはありません。また同意書において提示した利用目的以外には、お客様の個人情報を使用いたしません。</p> <p>○反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意書（兼外国 P E P s の確認書） ○確認提出書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本人確認書類 写真貼付の確認書類（運転免許証・パスポート等）とし、所持されていない方は、印鑑証明書 保険者証等複数の確認書類で確認させていただきます。 2. 年収確認書類 前年の源泉徴収票・公的証明書のいずれか ただし、お客様の勤務先等により、一部書類のご提出を省略できる場合があります。 3. 勤続年数確認書類 健康保険者証・勤務先照会記録 ただし、お客様の勤務先等により、一部書類のご提出を省略できる場合があります。 4. 資金使途確認書類 <ol style="list-style-type: none"> ①入学許可証・合格通知書・在学証明書・学生証・受験票等 ②教育金融融資の資金使途明細書（当金庫窓口でご記入いただきます。） ③必要資金が記載された書類（入学案内、授業料納付書等） ④残高証明書、返済予定表等（他行ローンの借換の場合） （注）返済金引落通帳により直近 6 カ月の返済履歴を確認させていただきます。 5. 融資内容確認書 お客様にご利用いただく融資商品について、内容を了解した旨の確認としてご提出いただきます。 6. 2 親等以内の親族の方に関係する資金使途である場合、申込人との続柄が確認できる書類が必要となります。 7. その他必要書類 <p>融資審査の結果によりご希望に添えない場合がありますが、ご提出いただいた書類は原則ご返却いたしかねますのでご了承ください。 なお、上記のご提出書類は当金庫で 1 3 カ月保管した後に処分させていただきます。</p> <p style="text-align: center;">【詳細については<ろうきん>までお問い合わせください】</p>

<p>ろうきんへの相談・苦情・お問い合わせ</p>	<p>ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは下記のフリーダイヤルをご利用ください。 【窓口：四国労働金庫お客様相談センター】 0120-505-690 受付時間 平日 午前9時～午後5時 なお、苦情対応の手続については、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス http://www.shikoku-rokin.or.jp/</p>
<p>第三者機関に問題解決を相談したい場合</p>	<p>弁護士会の「仲裁センター」にご相談いただくためのご紹介もいたします。 なお、お客様が直接弁護士会へ申し出ることも可能です。 【窓口：全国労働金庫協会 ろうきん相談所】 0120-177-288 受付時間 平日 午前9時～午後5時 【仲裁センター】 東京弁護士会紛争解決センター：03-3581-0031 第一東京弁護士会仲裁センター：03-3595-8588 第二東京弁護士会仲裁センター：03-3581-2249 受付時間 平日 午前9時～午後5時 ※仲裁センターご利用にあたっての詳細についても、上記のフリーダイヤルにお問い合わせいただくか、当金庫のホームページをご覧ください。 ホームページアドレス http://www.shikoku-rokin.or.jp/</p>